

報告事業所名称 (支店等名含む)	担当者氏名	
	電話番号	

LPガス関係被害状況報告（第 1・ 2・ 3・ 4・ 5 報）

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項
1. 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項 目		被害の有無	詳 細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B	事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C	容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D	スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E	車両	無・有	(被害の台数や程度)
F	バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可） 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可） 【A-（B+C）】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I：【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入
--

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A：消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B：うち、累積回収本数	本
C：その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D：うち、累積回収本数	本

報告事業所名称 (支店等名含む)		担当者氏名	
		電話番号	

LPガス関係被害状況報告（第 1・2・3・4・5 報）

年 月 日現在

報告書記入にあつての注意事項

1. 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。

2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。

3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。(同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。)

1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項 目		被害の有無	詳 細
A	事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B	事務所の被害	無・有	(被害の)
C	容器置場・充填所	無・有	(被害の)
D	スタンド	該当なし 無・有	(被害の)
E	車両	無・有	(被害の)
F	バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の)

赤字の箇所は、全L協の報告様式への転記は不要の箇所です。都道府県協会様が会員の被害状況を把握するうえで必要と思い追加しています。

その他、都道府県協会様で必要な事項があれば適宜様式に追加していただければと思います。

全L協への報告事項は必須枠としてご活用をお願いします。

2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可）【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可）【A-（B+C）】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I：【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入

3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A：消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B：うち、累積回収本数	本
C：その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D：うち、累積回収本数	本

☐ 変更なし

FAX : 03-3593-3700

担当者名

復旧未完了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。

☐ 変更なし

(一社) 全国LPガス協会
災害対策中央本部 宛

メール: hoan@japanlpg.or.jp

FAX: 03-3593-3700

協会名

担当者名

LPガス被災状況報告書 (第 報)

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害状況	死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	被害有りの数
事業主			事務所(箇所)	
従業員			容器置場・充填所(箇所)	
合 計	0	0	スタンド(箇所)	
			車両(台)	
			パルクローリー(台)	
			合 計	0

2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	被災地の被災前のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害のあった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった件数のうち 未復旧件数 (件)
・事前に協会で調査し、あらかじめ記載してください。 ・市町村の消費者区分けが困難であると推測されます。販売店様の消費者ごとの市町村分布まで調査が困難であれば、販売店の所在する市町村にその販売店の全消費者を入れ込んでいただいても構いません。 ・供給前の消費先件数は、市町村世帯数からのLPガス世帯数の類推した概数でも構いません。				
・各事業者の報告の数字を積み上げてください。 ・市町村ごとへの振り分けは、事業者からの報告書の被害概要にある市区町村で判断してください。 (分からなければ報告事業者の所在する市区町村に振り分けしてください) ・供給停止数に対して復旧戸数が0になった時点で復旧完了となります。				
合 計	0	0	0	0

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。

3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)

	流出本数(本)	うち、回収本数(本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他(充填所・容器置場等)からの流出本数		
合 計	0	0

4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等

人 員	
物 資	
要請等	

該当都道府県協会名
調査区分(①～③)

- ① 詳細調査(既に実施している場合)
- ② 保険等のデータによる積算値
- ③ 世帯数データからの類推値

	被災地 市区町村名	被災地に お客様が ある販売 事業所数 【所】	被災地の 被災前の□ お客様件数 (件)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
	合 計	0	0

(一社) 高知県ＬＰガス協会における情報収集体制

- ・高知県では、県内を１３の地域ブロック（他県での支部に相当）とし、各ブロックには、１０事業者程度ごとを単位とする地区を置き日常の協会事業を含め対応願っている。参考資料：別紙１
- ・災害発生時には、販売店⇒（地区長⇒）ブロック災害対策委員（他県での支部長）⇒協会本部という流れを構築、大規模災害時を想定し、各段階でのとりまとめを１０件程度に抑えるよう考慮、また、電話回線の不通時にも二輪車等により伝言できる距離、範囲の件数となるよう努めている。
- ・毎年１回連絡通報訓練を実施し、ブロック区内の被災の有無の第１報を上げる態勢を習得してもらっている、また、訓練を重ねることにより、ブロック災害対策委員の責任の醸成を図ることに繋げている。参考資料：別紙４
- ・被災件数、復旧件数の根拠として、平成１９年度より、前年度末での市町村ごとの消費者件数の実数調査を実施している。資料５－３
- ・協会本部、ブロック災害対策委員、地区長事業所の有線電話は、災害時優先電話としている。（一部、光回線のための事業者を除く）

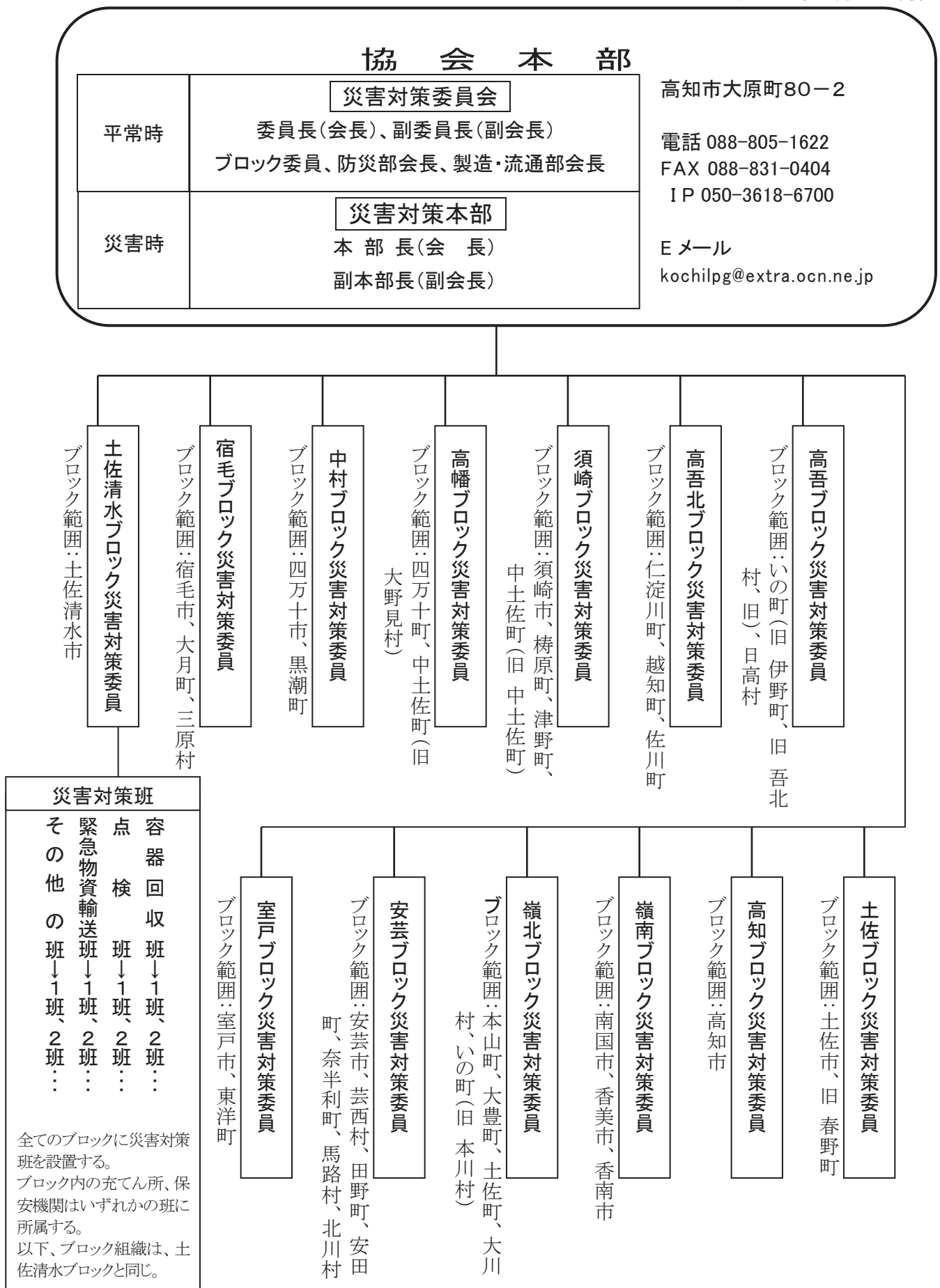
※参考資料 別紙１ 災害対策委員会及び災害対策本部機構図
 別紙２ ブロック指揮系統図（協会への届出様式）
 別紙３ 事業所への掲示様式のイメージ

以上、高知県協会災害対策マニュアル資料編の抜粋

別紙４ 平成２８年度 災害時緊急連絡通報訓練実施報告

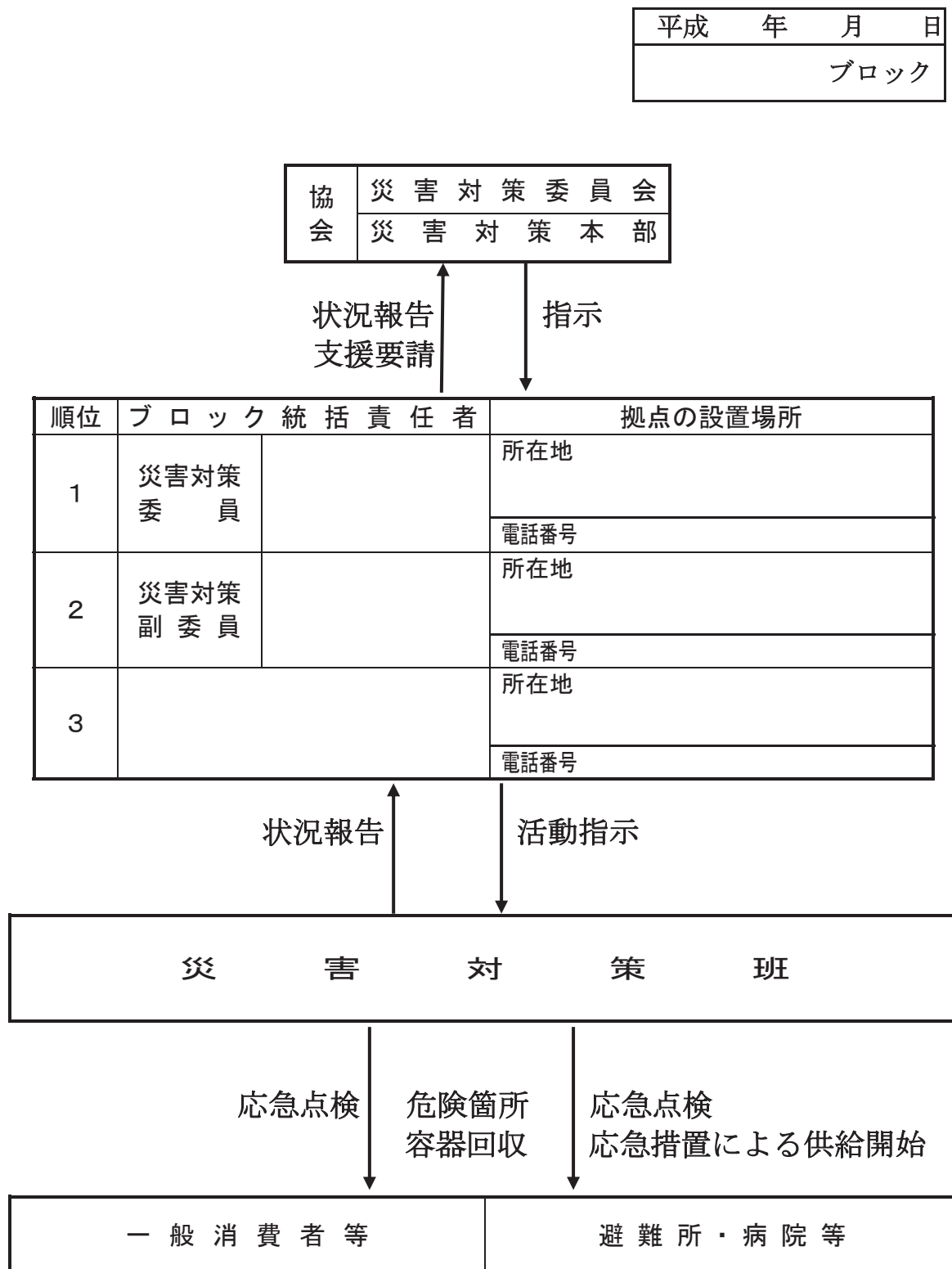
災害対策委員会及び災害対策本部機構図

平成25年4月1日現在



別紙 2

ブロック指揮系統図



※ 災害対策委員（旧支部長）が被災した場合などに備え、ブロック（旧支部）での統括責任者の順位を決めておくこと。

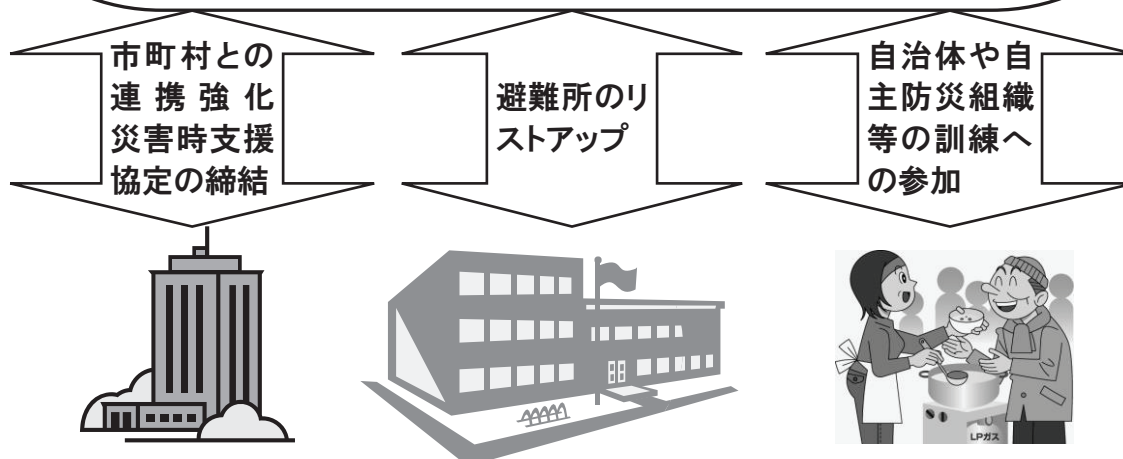
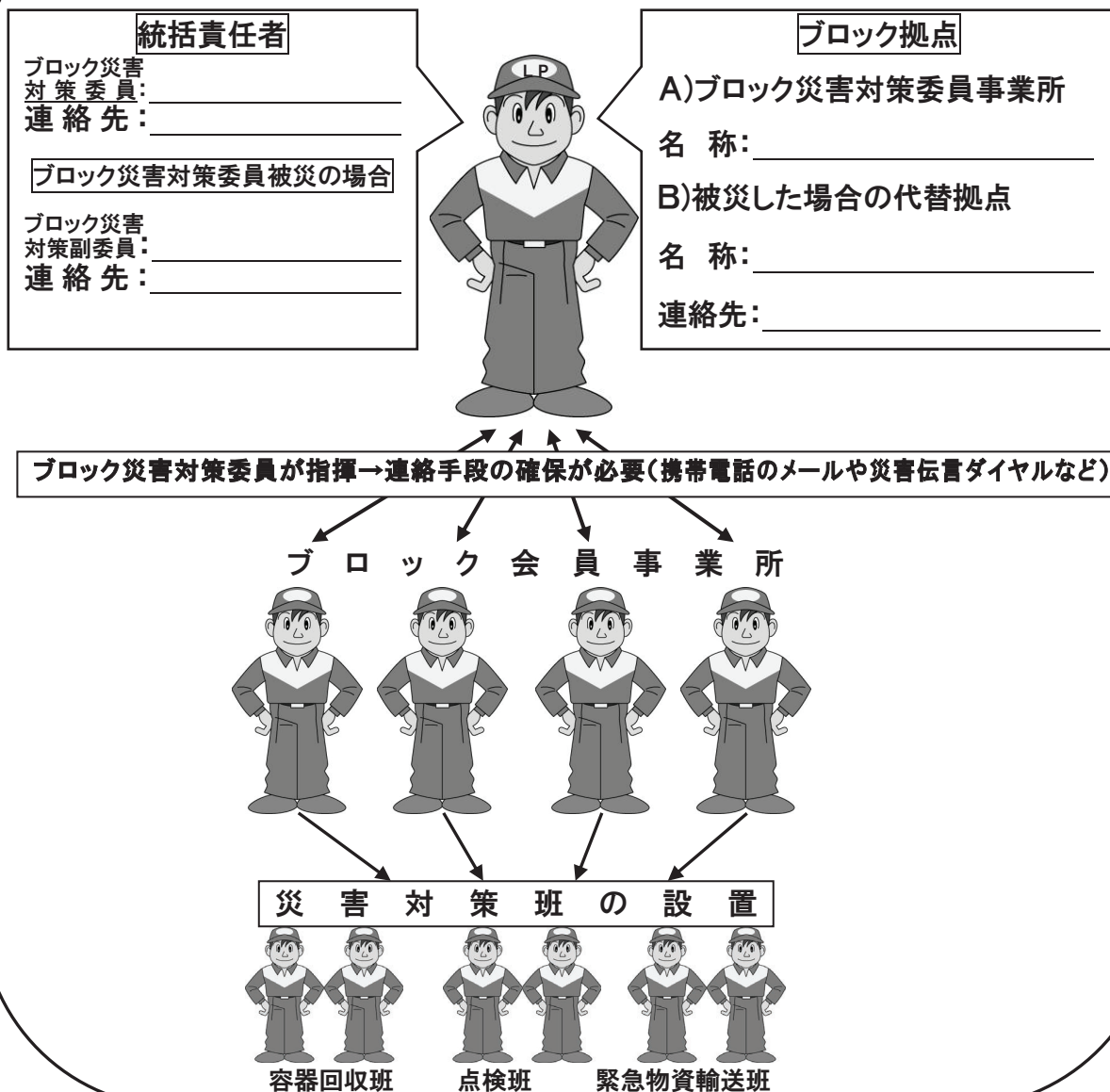
※ 災害対策委員が指揮を行う拠点をあらかじめ決めておくこと。

※ 拠点はブロックでの対策本部としても機能することを勘案しておくこと。



ブロックの体制整備について

ブロック



別紙 4

平成 28 年度 災害時緊急連絡通報訓練

実 施 報 告

訓練実施日：平成 28 年 9 月 1 日（木）

（一社）高知県 L P ガス協会

1. 訓練開始の通知

ファックス送信開始 8 時 55 分～9 時 05 分（ファックス本体記録時間）

メール発信時間 9 時 00 分

※メールアドレス登録のブロック災害対策委員のうち、3 名にメールにて通知。

2. 訓練終了時間と参加事業所数…（ ）は、27 年度実施結果

（1）第一報受信終了 12 時 06 分（12 時 16 分）

13 ブロックの平均 1 時間 24 分（1 時間 49 分）

（2）参加事業所数

・第一報報告時 201 事業所 参加率 76.3%（ブロック申告会員事業所 263）
（195 事業所 参加率 75.9%（ブロック申告会員事業所 257））

・追加報告件数 30 事業所（8 事業所）

・合 計 231 事業所 参加率 87.8%（同）
（203 事業所 参加率 79.0%（同））

3. 問い合わせ等

・事業所から「様式がない。」との問合せが 2 件あった。

4. 反省点、参加者からの指摘事項、今後の留意点等

・ブロック災害対策委員は、ブロック内の全ての協会会員正会員事業所に通知すべきところ、一部で一致していないブロックがあった。

以上

避難所の把握と応急対応事業所の選定

高知県協会では、平成19年度よりブロック（他県の支部にあたる。13ブロックを設置）で各ブロック内に設置される避難所をリスト化し、避難所となる小中学校のLPガス設備の確認と避難所設置時に応急点検等の対応を行う事業所「応急対応販売店」を選定しています。

リストは、会員事業所で災害対策マニュアルの資料編に綴じ必要に応じ差替えを行います。

また、選定された事業所は担当校を訪問するなどし、平时に注意いただくこと、災害時の対応等の説明を行っています。

避難所リスト

大規模地震災害時に市町村が設置する避難所とLPガス設備の状況及び対応担当販売店を記入する。 監修：一般社団法人高知県LPガス協会

市町村名 _____ :No. _____ 担当： _____ ブロック _____

番号	避難所の名称	住 所	電話番号	厨 房 設 備			対応販売店	対応必要品
				種別	燃焼器具の種別	設備状況		
1								
2								
3								
4								

様式 1 3

避難所リスト（記入方法）

大規模地震災害時に市町村が設置する避難所とLPガス設備の状況及び対応担当販売店を記入する。 監修：一般社団法人高知県LPガス協会

市町村名 _____ :No. _____ 担当： _____ ブロック _____

番号	避難所の名称	住 所	電話番号	厨 房 設 備			対応販売店	対応必要品
				種別	燃焼器具の種別	設備状況		
1								
2	市町村で指定する避難所の番号、または、整理番号として記入。	避難所が設置される市町村名を記入。複数枚になる時は、通しナンバーをつける。	LPガスを使用→LP都市ガスを使用→TG電化されている→電気		ガスコンロ2台等	たとえば、LPの場合はコンロは取り外し可能、電化の場合はコンロ設置可能等記入。	ブロックで記入。避難所が設置された際、設備の点検や供給再開に駆けつける担当販売店を記入。	ブロック名称を記入。
3		避難所の所在地を記入。市町村名は欄外に記入しているので、街区からのみで可。例：大原町80ー2						ブロックで記入。販売店が応急対応する際に必要とされるし機材、器具等を記入。
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

集中監視システムの導入による大規模災害時の復旧等奏功事例

■事業者：伊丹産業株式会社

■災害名称：能登半島地震

■発生日時：平成19年3月25日 09:42

■地震規模：M6.9 震度6強

■震源地：能登半島沖

■消費者数：16,505件（直販）、約20,000件（卸先）

■主な経過：

03.25 09:42 地震発生、集中監視システムによるS型マイコンガスメータの感震遮断装置作動（メーター遮断）信号の通報770件。

10:40 本社内に災害対策本部を設置し、直販消費者先全数の点検、販売店の状況確認と必要な応援の実施、工場製造施設の点検、簡易ガス特定製造所の点検、埋設管の漏洩検査の実施、LPガス安定供給のためのローリー手配を決定。併せて、当該決定事項を実行するために関係・系列会社にも人的応援を要請し、応援部隊（本支社等社員79名、現地社員51名、合計130名）を組織。

15:00 メーター遮断した770件中、現地社員により760件について供給再開。

17:00 応援部隊が現地入り、直ちに復旧点検作業を開始。

18:10 余震（震度5強）、16件のメーター遮断通報あり。

21:00 メーター遮断総数786件、全数供給再開。

03.28 12:30 全ての消費者の復旧点検作業を完了。応援部隊の解散。

03.29 09:20 災害対策本部解散

■復旧点検作業の実施状況：

（単位：件）

日付	直販(LP)	直販(簡易ガス)	直販(合計)	販売店	備考
03.25	922	614	1,536	51	簡易ガスは、全て団地への供給(21団地)
03.26	710	5,166	5,876	252	
03.27	1,592	3,646	5,238	153	
03.28	3,815	40	3,855	294	
合計	7,039	9,466	16,505	750	

■まとめ：

集中監視システムにより得られたデータを分析し、発信元住所から、どの地域の揺れが大きかったかがつぶさに把握できたため、被害が大きいと予想できる地区に応援部隊を集中的に投入することができ、当日中にはほぼ全数の復旧を完了することができた。

感震機能付きS型マイコンメータを集中監視することで、正確な地震情報を早く把握でき、有効な対策を講じることが可能となった。

以上

【日本液化石油ガス協議会周知文書】

日液協第24～72号

平成24年12月4日

会員保安責任者各位

日本液化石油ガス協議会

会 長 川 本 武 彦

同 上 保 安 委 員 会

委員長 石 川 公 一

日液協「地震等被害速報」の周知徹底とご協力のお願い

日頃より日液協の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、保安委員会で検討を重ねてまいりました「地震等被害速報」についてまとめましたのでご案内致しますとともに、今後、有事発生の場合は別添の「地震等被害速報」用紙を使い、日液協事務局へ報告いただきますようご協力をお願い致します。

なお、この「被害速報」の特徴は以下の通りです。

1. 震度5強以上の場合に報告願います。

……行政への報告は震度5弱からとなっていますが、5弱の場合は出先き事業所所属の都道府県協会へ報告をお願い致します。（従来通り）

昨年の東日本大震災の場合、当初県協会の機能が有効に働かなくて国への情報が上らなかったことを受けて、今後は特に被害が大きい場合は先ず、日液協ルートで直売、タテ系列などの情報を上げてもらいたいとの国の意向に沿った対応を取るためのものです。

2. 充てん所の被害情報（充てん所併設事業所の場合）も同一用紙で報告してもらうことに致しました。

以上主旨をご理解の上、「地震等被害速報」の周知徹底と有事の際にはこの用紙でご報告いただきますようよろしくお願い致します。

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：斎藤・岩田）

nichiekikyo@japanlpg.or.jp 又は FAX 03-3593-3700

日本液化石油ガス協議会 御中

LPガス消費者用
充 填 所 用

(連絡方法:事業所 → 本社 → 日液協事務局)

地震(震度5強以上)等被害速報(第 報)

年 月 日

事業所名			報告者名		
所在地	〒 —				
T E L	—				
発生日時	平成 年 月 日 時 分				
発生地域			規模(震度)		
被害状況	一般消費者関係	(1)対象需要家件数	件		
		(2)ガス漏れ	件		
		(3)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
		(4)建物等の損傷	件		
		(5)上記被害の概要			
状況	充填所関係	(1)LPG設備の損傷			
		(2)建物等の損傷			
		(3)容器転倒・転落等			
		(4)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
備考					

※震度5弱以下等でも被害があった場合は報告をお願い致します。

【地震時の対応の周知例】

地震対応LPガス保安ガイド

**地震が発生
その時の対応は！**



まず身の安全を！

自分の身を守りましょう！

- まず、身の安全を確保してください。
(棚や棚の上に載せてあるものが落ちてきたりするので、揺れがおさまるのを待ちましょう。)

揺れがおさまったら



火の始末をしましょう！

- ガスを使用しているときは、揺れがおさまってから器具栓を閉めてください。
- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたときは、ガスメーターが自動的にガスをしゃ断します。(ガスを使用していないときは、しゃ断しません。)

安全・安心にお使いいただくために

地震時の対応



**地震発生後の
注意事項**

状況を確認

ガス漏れや避難するとき

- ガス漏れやガスの臭いがするときは、ガスの使用をやめて、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店か緊急時連絡先に連絡してください。
- 避難するときは、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。



※家屋等に被害が発生した地域では、ガス漏れや容器の点検を順次行いますので、点検の際にはご協力をお願いします。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧ください。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索



LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会／経済産業省

【マイコンメータ復帰方法の周知例】

ガスの使用を再開するときの安全確認

次の場合はガスを使用すると危険です。

☐ ガス漏れやガスの臭いがないかを確認!

ガス漏れやガス臭いときはガスを使用せず、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めて、LPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。

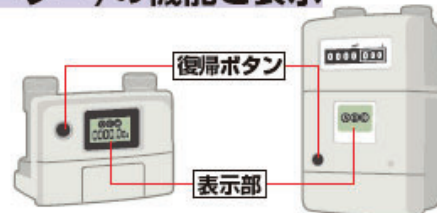
☐ ガス器具に損傷がないかを確認!

ガス器具が損傷していたときは、ガスを使用せず器具メーカーに修理を依頼してください。

ガスがしゃ断された場合は、ガスメーターの表示を確認してください。

ガスメーター(マイコンメーター)の機能と表示

- ガスを使用中に強い地震(震度5相当以上)が起きたとき、自動的にガスをしゃ断します。
ガスを使用していないときは、ガスをしゃ断しない機能になっています。
- 地震で配管の折損やゴム管がはずれるなどして、ガスの流れや圧力などに異常があると、自動的にガスをしゃ断し原因が表示されます。



ガス使用中、
震度5相当以上の
地震が発生
した場合。
ガス止

ガス器具の
消し忘れなど、
長時間ガスを使用
され続けた場合。
ガス止

ゴム管の外れ
などにより、
極めて多くの
ガスが流れた場合。
ガス止

※ガス警報器とガスメーターが連動している場合、警報が鳴ったときも地震しゃ断と同じ表示になります。

余震や停電に注意して復帰を行ってください。

ガスメーターの復帰方法

- ガス漏れやガス臭いときは、復帰操作をせずLPガス販売店が緊急時連絡先に連絡してください。
- 地震しゃ断表示でない場合は、LPガス販売店の点検を受けてください。



- 器具栓を**すべて閉めて**ください。
- 使っていないガスの元栓が閉まっていることを確認してください。



- 左側の復帰ボタンを押してください。
- 「ガス止」の文字が消えます。



- 液晶の文字とランプが点滅します。
- 1分間お待ちください。
※ランプが復帰ボタン部にあるものもあります。



- 液晶の文字とランプが消えます。
- 復帰完了です。
- ガスは使えます。

※復帰操作をしても復帰しない場合(再び「ガス止」表示が出る)は、復帰操作を繰り返さずLPガス販売店の点検を受けてください。

停電中の ガス器具使用 の注意

- 停電中は換気扇などが動かず、CO中毒事故が懸念されます。ガス器具を使用するときは窓を開けるなど換気に十分ご注意ください。特に小型瞬間湯沸器は燃焼量が大きいため、十分な換気を確保してください。
- また、停電中は照明不足等によりガス器具がよく見えないため、操作には十分ご注意ください。

100Vの電源を使用しているガス器具

給湯器、暖房機器など、100Vの電源を使用している機器は、停電中は使用できません。
ガス給湯器は停電により出湯温度、ふろ温度などが初期設定値に戻ってしまいます。停電後、最初にガス給湯器を使用するときは、設定値を確認してください。

ガス給湯器の凍結にご注意

長時間の停電や電気ブレーカーを落とすと給湯器の凍結防止装置(電気ヒーター)が働かせません。凍結の恐れがあるときは、給水元栓(水道栓)を閉めて、給湯器の水抜きを行ってください。
水抜きの方法は、給湯器の取扱説明書で確認してください。

LPガス安全委員会 2021.8

【水害時対応の周知例】

水害時対応LPガス保安ガイド

**警戒レベル
4**

**避難指示で
必ず避難**

警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません！
警戒レベル5は、すでに災害が発生し避難ができない状況です。

安全・安心にお使いいただくために

水害時の対応

台風や集中豪雨などの大雨によって、冠水や河川が氾濫することがあります。命を守るため日頃から備えをし、早めの避難を心がけましょう。

警戒レベルと避難情報

5	緊急安全確保	災害発生または切迫
4	避難指示	災害のおそれが高い
3	高齢者等避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化
1	早期注意情報	気象状況悪化のおそれあり

「避難」には4つの行動があります。
普段からどう行動するか決めておきましょう！

行政が指定した
避難場所への
立退き避難

安全な
ホテル・旅館への
立退き避難

安全な
親戚・知人宅への
立退き避難

屋内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

警戒レベル4 警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル3 避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索



LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

避難するときは

- 器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブを**すべて閉めて**ください。
- 日頃からLPガス設備の場所を確認しておきましょう。



LPガス容器は

- 倒れたり流されたりしないよう、固定されているか確認してください。
- LPガス容器、バルブ、配管等に強風で飛ばされた物が当たらないように対策してください。

※浸水のおそれのある地域においては、くさりの二重掛け等によるLPガス容器流出防止対策が義務付けられています。**対策が不十分な場合はLPガス販売店へ連絡してください。**



- 流出したLPガス容器を見つけた場合は**みだりに触れたり移動したりせず、火気は絶対に近づけない**でください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は最寄りのLPガス協会、消防または容器の外面に記載された所有者へ連絡してください。

避難所での注意

LPガス販売店、避難所の管理者の指示を守ってください。
 燃焼器の使用は接続方法を間違えるとガスが漏えいする恐れがあります。
 自身で作業はせず、LPガス販売店、避難所の管理者へ相談してください。



帰宅後は 被害にあった場合は点検を受けるまでガスは使用できません！
必ず「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

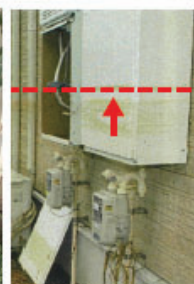
- ガスメーター、調整器、供給管等のLPガス設備およびガス器具が冠水した場合は、**水がひいた後でも**配管等に水が溜まっていたり、損傷している恐れがあります。
- 給湯器が冠水した場合は、使用はせず販売店またはメーカーに点検を依頼してください。



LPガス設備の損傷



濁流にさらわれた容器



冠水した給湯器

水害後は様々な臭いが発生し、ガスの臭いに気づかない場合があります。

LPガス設備の周辺では絶対に火気を使用しないでください。

【雪害対応の周知例】

雪害対応LPガス保安ガイド

LPガス設備の
損傷に注意



屋根からの落雪、雪おろしや除雪の際に、調整器、ガスメーターや供給管等のLPガス設備を損傷するなどして、事故が発生することがあります。

雪害事故に注意

安全・安心にお使いいただくために



「LPガス設備が損傷した」「ガス臭いと感じた」…その時の対応は！
 ガスの使用をやめて、すぐに「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」に連絡してください。

- 器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓および容器バルブをすべて閉めてください。
- 安全確認が済むまでガスは使用しないでください。



- 火気は絶対に使用しないでください。着火源となる裸火、換気扇、電気などのスイッチにも絶対手を触れないでください。
- 電気のスイッチは切る時にも火花がでます。切ることもしないでください。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。<http://www.lpg.or.jp/>

LPガス安全委員会

検索



LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先: 電 話: 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

LPガス安全委員会



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

屋根からの
落雪があった
ときは



LPガス設備の確認をしてください

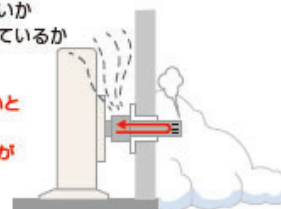
- 容器バルブ、調整器、ガスメーター、供給管等に損傷がないか
- 接続部のはずれ・ゆがみ等はないか



屋外から給排気する燃焼機器は

- 給排気筒がはずれていないか
- 給排気口がふさがっていないか
- 給排気筒の先端が屋外に出ているか

適切に給排気がされないと
不完全燃焼をおこし、
危険なCO(一酸化炭素)が
発生します



雪おろしや
除雪の際は



お隣のLPガス設備にも注意

- 雪おろしの際はLPガス設備のほか、排気筒や給気口を雪でふさがないように注意してください。
- 落下防止対策をとって安全に雪おろしをしてください。



日頃の対策をお願いします

- 雪が積もる前にLPガス設備の場所を確認しておきましょう。
- 雪囲いや容器小屋の設置をお願いします。
- 緊急時に速やかに対応できるよう、LPガス設備の周辺および通路を除雪しておきましょう。



LPガス雪害事故の多くは容器バルブ、調整器、ガスメーター、供給管等からのガス漏れです。
「ガス放出防止型単段式調整器(折換式)」は、入口接続部が破壊しても遮断弁が作動してガス漏れを防止しますので、雪害対策に有効です。

ここが折れると
ガスを遮断します!



スパナ締めタイプ



ハンドル締めタイプ

このほか、LPガス設備の雪害対策について、LPガス販売店にご確認ください。

LPガス安全委員会 2022.10

【安全点検票（例）】

安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住 所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載名称)	
施設の状況	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部破損 4. 被害なし		
調査状況	1. 調査不能 2. 不在で調査不能		

供給設備の点検	点 検 項 目		判 定		点 検 項 目		判 定	
	・容 器				・ガスメータ			
	・容 器 バ ル プ				・メータガス栓			
	・高 低 圧 ホ ー ス				・供給管の漏えい			
	・集 合 装 置							
	・調 整 器							
	・容器の転倒転落防止措置							
消費設備の点検	・配 管 の 漏 え い				・中 間 ガ ス 栓			
	・未使用ガス栓							
	器 具 名 / 項 目	漏 れ	燃焼状態	排気筒等	判 定			
	コ ン ロ							
	湯 沸 器							
	給 湯 器							
	風 呂 釜							
周知の内容	1. 適	使用を許可した。						
	2. 否	使用禁止の措置をした。 改善項目						

※判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。

※業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台 否○台」と記入すること。

【消費者への設備改善のお願い(例)】

設 備 改 善 の お 願 い

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のＬＰガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備に異常がありますので、供給を受けているＬＰガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、使用してください。

改善をされずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

日

____月 ____

お 客 様 へ の お 願 い

(不在者宅)

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のＬＰガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ずＬＰガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからＬＰガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

____月 ____日

【ＬＰガス災害対策要綱（例）】

（一社）〇〇県ＬＰガス協会

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条

この要綱は、災害によって〇〇県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、（一社）〇〇県ＬＰガス協会（以下「ＬＰガス協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるＬＰガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

（適 用）

第 2 条

この要綱は、次の場合に適用する。

- （1）大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合
- （2）震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- （3）風水害により地域に甚大な被害が発生した場合
- （4）支部等から要請があった場合
- （5）指定地方公共機関としての職務が発生した場合
- （6）その他ＬＰガス協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

第 2 章 組 織

（災害対策本部）

第 3 条

第 1 条の目的達成のため、会長はＬＰガス協会内に〇〇県ＬＰガス災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- 2 会長がその職務を実行できないときは、総務担当副会長が会長職務を代行する。会長及び総務担当副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行する。
- 3 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、副本部長には総務担当副会長をもってあてる。
- 4 本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には担当副会長又は常任理事のいずれかをもってあてる。
- 5 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
- 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災していない地域の現地対策本部を本部として機能させる。

(現地対策本部の設置)

第 4 条

本部長が指定したＬＰガス協会支部に、本部長の指示または第２条第１号、同第２号、同第３号のいずれかの事象が発生した場合には、〇〇県ＬＰガス災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- ２ 現地本部には現地本部長及び現地副本部長を置く。現地本部長及び現地 副本部長は本部長が指名する。
- ３ 現地本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- ４ 現地本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- ５ 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

(災害発生時の支援)

第 5 条

被災地域以外のＬＰガス協会会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

第 3 章 職 務

(本部の職務)

第 6 条

本部は、本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 指定地方公共機関としての業務
- (5) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) ＬＰガス及び関連器材の緊急調達（県との「災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定」を含む。）
- (8) その他

(現地本部の職務)

第 7 条

現地本部は現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第９条及び第１０条の立案並びに指示
- (6) その他

(職員の職務)

第 8 条

ＬＰガス協会職員は、第３条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備え
るとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整にあたる。

(会員の職務)

第 9 条

会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、ＬＰガスによる災害の発生又は災
害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) ＬＰガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

第 4 章 雑 則

(事後処理)

第 10 条

この要綱に定める災害活動等の事後処理は、ＬＰガス関係事業者の責務と協調のもと速や
かに、安全に執り行う。

(費 用)

第 11 条

この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。

なお、支援要員には手当てを支給しないものとする。

(細 目)

第 12 条

前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断に
より決定する。

(準 用)

第 13 条

この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

(その他)

第 14 条

この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

【L P ガス災害対策マニュアル（例）】

一般社団法人〇〇県L P ガス協会

このマニュアルは、一般社団法人〇〇県L P ガス協会の制定した「〇〇県L P ガス災害対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。
 ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。
 イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。
 ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。
- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用
- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、ＬＰガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順位

確認は、ＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度“６弱”以上の地震が発生した地域又はＬＰガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章“５ 応急点検”で定める安全確認によりＬＰガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のＬＰガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検実施対象施設

前章“４ 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度“６弱”以上の地域及びＬＰガス設備が冠水した地域のＬＰガス設備全てを応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
 - b 集合住宅
 - c 一般住宅
 - d 業務用施設
 - e その他
- (3) 応急点検事項
- 応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。
- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。
(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
 - b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどが目視で確認する。
 - c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。
注) 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。
- (4) 周知
- 応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。
- (5) 不在宅への措置
- 消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているLPガス販売事業者が行うこととする。

7 災害状況報告

- (1) 災害発生直後の情報収集
- 協会は、県内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大のため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行う。また、被害状況を取りまとめ【資料 7-1】で全国LPガス協会に報告する。【LPガス被災状況＜緊急＞報告書】
- (2) 会員の報告
- 会員は、〇〇〇内で震度5弱以上の地震・風水害等が発生した場合は、【資料〇】で各支部事務局へ報告する。【LPガス被災状況報告書 販売事業者→支部】
- (3) 支部の報告
- 支部事務局は、会員からの災害状況報告を【資料 7-2】で速やかに取りまとめて協会へ報告する。【LPガス被災状況報告書 支部→協会】
- (4) 復旧状況の報告
- 災害復旧した場合は、【資料〇〇】を用いて、同様に報告する。

8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はＬＰガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のＬＰガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、県エルピーガス協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【災害時相互応援ルール】を定める。

9 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、都道府県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のＬＰガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を都道府県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

【災害時相互応援ルール】（例）

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会

〇〇県内のLPガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がLPガスを安全に使用するため、【LPガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がLPガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣旨）

第1条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

（応援の内容）

第2条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県エルピーガス協会（以下「協会」という。）として実施する。

イ 緊急対応・応急点検は原則2人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。

ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているLPガス販売事業者が実施する。

（応援要請の手続）

第3条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）応援を要請する内容

ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議にて決定する。

【応援者の心構え(例)】

応 援 者 の 心 構 え

被災地の応援にあたり、十分ご承知の事とは存じますが以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者へ暖かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
3. 「〇〇県エルピーガス協会の〇〇です。ＬＰガス設備の点検にきました。」と、身分並びにＬＰガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。（身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること。）
4. 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常がない場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。
[例] 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。
[例] 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。
販売店とご相談して、改善が終わってからご使用ください。
[例] 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずに、ペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
9. その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

【応援者が持参する物資等(例)】

応援者が持参する物資等

1. 漏えい検査 機器	① 自記圧力計、記録紙 ② ガス漏えい検知器 ③ 漏えい検知液
2. 服 装 等	① ヘルメット ② 安 全 靴 ③ 軍 手・皮 手 袋 ④ 作 業 服 ⑤ マスク
3. その他 必 需 品	① 懐 中 電 灯（予備電池） ② 携 帯 電 話（予備電池） ③ ボールペン・マジック ④ 緊 急 工 具 類 （ドライヤー（水害時）） ⑤ 身分を証明できる物 ⑥ 自分のための飲食物

【災害応援者受付表〔県内〕（例）】

災害応援者受付表

年 月 日

支 部 名	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【災害応援者受付表〔県外〕（例）】

災害応援者受付表

年 月 日

県名(住所)	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【緊急通行車両等届出書類（例）】

年 月 日

(一社)〇〇県LPガス協会
会長 〇 〇 〇 〇 様

〒 ー
届出事業所名
所在地
連絡電話
担当者名 印

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

このことについて、当事業所において、緊急通行車両等事前届出をするため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、各事前届出書に協会長印を押して届出事業所の会員証と共に返送していただきますようお願いいたします。

記

様式第1 緊急通行車両等事前届出書	枚
様式第2 緊急通行車両等事前届出一覧表	枚

以上

様式第1

【緊急通行車両等届出 様式例】

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号 地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証	
〇〇県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日		年 月 日	
届出者住所 〇〇〇市中区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		〇〇県公安委員会 印	
事業所名 社団法人〇〇県エルピーガス協会			
(電 話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇			
氏 名 会 長 〇 〇 〇 〇 〇			
番号標に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	2 届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、若しくは破損場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。		
使用者	住所	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。	
	(所属支部名： 支部)	(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。	
	() 局 番	(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。	
出 発 地	氏 名	(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。			

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【緊急通行車両等事前届出一覧表(例)】

様式第 2

緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 一 覧 表					
申 請 年 月 日		年 月 日			
申 請 機 関 等		一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会 (所属支部名： 支部)			
提 出 先		☐ 警察本部交通規制課 ☒ 警察署			
申 請 車 両		合 計 台			
申 請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	2			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	3			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	4			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	5			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	6			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	7			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	8			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	9			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	10			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	11			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	12			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	13			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	14			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
15			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両		

流出容器等処理要綱

〇〇県LPガス協会「放置容器処理要綱」に加筆（下線部）

1 総 則

第1. 目 的

津波等によって流出、散乱したLPガス容器は本来、容器所有者（LPガス販売事業者等）が処理すべきものであるが、所有者が判明しない容器等が放置されれば、災害につながる恐れもあることから、〇〇市町と連携して、〇〇市町に指定された集積所、〇〇県LPガス協会又は各支部が大規模災害時に備えてあらかじめ確保していた集積所等に集積された所有者不明等の当該LPガス容器の処理を実施するとともに、液化石油ガスの流通過程において発生する放置容器（LPガス容器に限る。）を回収処理し、もって容器関係の災害の発生を防止することを目的とする。
ただし、大規模災害により大量の流出LPガス容器が発生した場合は、別途協議する。

第2. 事 務 局

流出容器並びに放置容器の処理に関する業務の窓口は〇〇県エルピーガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当するものとする。

第3. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は各々当該各号に定めるところによる。

(1) 流出容器

津波、水害等により流出し災害復旧活動等により一定の集積所に集められたLPガス容器。

(2) 放置容器

LPガスを消費した後、所有者又は占有者に引きとられていないLPガス容器。

(3) 充填所等

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所。

(4) 指定集積所

残ガス処理の出来る事業所。

(5) 中核充填所

災害時における流出容器回収の際の保管場所を提供出来る充填所。

II 回収及び処理

第4. 会員の責務

協会員は日常の事業活動等を通じ、流出容器、放置容器の発見に努めるものとする。

第5. 通 報

第4により流出容器、放置容器を発見し、或いは第三者より流出容器、放置容器の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

第6. 回 収

- (1) 事務局は第5の通報を受けた場合、最寄りの支部事務局又支部長にその回収を依頼するとともに、通報記録書<様式1>を作成し保管するものとする。
- (2) (1)により依頼を受けた支部事務局又支部長は、流出容器、放置容器を回収するとともに最寄りの充填所等に仮保管を依頼するものとする。

- (3) (2)により依頼を受けた充填所等は、回収容器を仮保管するとともに、回収容器仮保管報告書(様式2)を作成し事務局に提出するものとする。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、大規模な災害により大量のLPガス容器が散乱している状態が生じたときは、協会又は各支部は、協会の協力を得て当該LPガス容器を安全な場所に集積する体制を構築するものとする。

第7. 処 理

事務局は第6(3)による回収容器仮保管報告書にもとづき、その区分に応じ次の処理を行う。

(1) 所有者等判明容器

容器の表示等により所有者等が判明したものは、回収容器引取通知書(様式3)により所有者等に引取り、又は容器譲渡書(様式4)の提出を求めるものとする。

(2) 所有者等不明容器

所有者等が判明しない回収容器で、放置場所等の状況より当該容器が遺失物であると判断されるものは、指定集積所に保管を依頼し遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次のイ)ロ)に掲げるものはこの限りではない。

イ) 容器の所有者の氏名等の表示が識別できない容器のうち、記号及び番号(以下「記号番号」)の識別ができない容器。

ロ) 容器の所有者の氏名等の表示や記号番号が識別可能な容器については、電話等により所有者と連絡が取れないもの又は所有者から連絡があっても、所有者が引き取る意志・能力を有していないため、引き渡しが困難とされるもの。

第8. 引 渡 し

回収容器を仮保管している充填所等は所有者等にこれを引渡した場合は、事務局に報告するものとする。

第9. 保 管

第7.(2)により保管を依頼された指定集積所は、仮保管されている充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

第10. 屑 化

(1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は、容器屑化依頼書(様式5)により当該回収容器を保管する指定集積所等に、その処分を依頼するものとする。

① 容器所有者等から第7.(1)による容器譲渡書を受領したとき。

② 第7.(2)イ)、ロ)により所有者等不明容器と判定したもの。

③ 第7.(2)による届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。(3ヶ月後)

(2) 指定集積所等は(1)により屑化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従って屑化処分をするものとする。

Ⅲ そ の 他

第11. 業務の推進体制

流出容器、放置容器の処理に関する業務は、保安部会及び卸流通委員会が中心となって推進するものとする。

第12. 施 行 期 日

この要綱は〇〇年〇月〇日より施行する。

年 月 日

流 出 容 器 等 通 報 記 録 書

		整理番号																	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者 氏 名																	
通 報 者	住 所																		
	氏 名																		
容器の放置場 所の状況 (目標)	放置場所 住所																		
	目 標																		
	放置の状況																		
容器の形状 数 量	<table border="0"> <tr> <td>5 0 kg</td><td>本</td><td>5 kg</td><td>本</td></tr> <tr> <td>3 0 kg</td><td>本</td><td>2 kg</td><td>本</td></tr> <tr> <td>2 0 kg</td><td>本</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr> <td>1 0 kg</td><td>本</td><td>kg</td><td>本</td></tr> </table>			5 0 kg	本	5 kg	本	3 0 kg	本	2 kg	本	2 0 kg	本	その他		1 0 kg	本	kg	本
5 0 kg	本	5 kg	本																
3 0 kg	本	2 kg	本																
2 0 kg	本	その他																	
1 0 kg	本	kg	本																
回収依頼先	住所・電話																		
	事業所名																		
回収依頼日	年 月 日 時 分	連 絡 者																	
備 考																			

年 月 日

〇〇県LPガス協会 殿

事業所名 _____
住 所 _____
電 話 _____
担当者名 _____

容 器 保 管 報 告 書

下記の回収容器を仮保管しておりますので報告します。

回 収 日	年 月 日		
回 収 場 所			
回 収 者	住 所		
	氏 名		
所 有 者 等 判 明 容 器	所 有 者 等 住 所	事 業 者 名	数 量
所 有 者 等 不 明 容 器	50kg 本		
	20kg 本		
	30kg 本		
	50kg 本		
	その他 kg 本		

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県 L P ガス協会

会 長 〇 〇 〇 〇 殿

回 収 容 器 引 取 通 知 書

貴殿の L P ガス容器を流出容器、放置容器として、下記のとおり回収保管しておりますので、2 週間以内にお引取り下さい。

なお、引取りが困難な場合には別紙、様式 4 の容器譲渡書に所定の事項をご記入の上、協会までご提出ください。

記

1. 容器の形状及び記号番号
2. 保管場所（引渡し場所）

引取時の注意事項・

- ・事前に保管場所まで連絡してください。
- ・本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注）1 ケ月以内に連絡がない場合及び、引取りのない場合は高圧ガス保安法第 25 条違反として措置することもあります。

年 月 日

〇〇県ＬＰガス協会長 殿

容器所有（占有）者

住 所

氏 名

印

容 器 譲 渡 書

年 月 日付け回収容器引取通知書で通知のありました、下記、
ＬＰガス容器については、無償で譲渡致します。

記

容器の形状及び記号番号

容器の形状					
容器の記号・ 番号					

以上

年 月 日

容器所（占）有者

殿

〇〇県ＬＰガス協会
会 長 〇 〇 〇 〇 殿

容 器 屑 化 依 頼 書

貴所で保管中の下記容器については、屑化処分をして下さい。

記

1. 記号・番号の判明しているもの。

容器の形状					
容器の記号・番号					

2. 記号・番号の判明していないもの。

年 月 日以前に回収報告のあったもの。

以上

流出容器等処理要綱細則

1. 集 積

充てん所等からの集積は、毎年 2 月・6 月・10 月にそれぞれ実施する。

2. 容器回収等の費用

① 容器回収費

1 本当り〇〇〇円とし、容器回収報告書に基づき協会事業費より支出する。

② 容器引取費

1 本当り〇〇〇〇円とし、引取り者は回収者（集積所）に支払うものとする。

③ 容器集積費

容器保管費については、容器屑化費で賄うものとする。

3. この細則は〇〇年〇月〇日より施行する。



平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2018年7月10日
※最終更新日7月17日

・平成30年7月5日からの大雨による増水により、岡山県内・愛媛県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。7月17日時点で、流出した約2400本のLPガス容器のうち、90%以上の2200本以上がすでに回収されています。

・その他の地域を含め、家屋の倒壊、浸水による、LPガス容器の埋没や流出も確認されており回収中です。

・流出や埋没したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

・また、近傍の海上を航行される船舶におかれましては、LPガス容器が海上に浮遊している可能性も否定できませんので、航行に際して注意をお願いいたします。

第6管区海上保安庁情報サイト <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/kinkyu.html>

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

愛媛県の場合：（一社）愛媛県LPガス協会 TEL：089-947-4744

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpq.or.jp/about/local.html>

LPガスボンベ注意喚起（PDF形式：585KB）

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ

・高圧ガス保安室：（03）3501-1706（直通）

・ガス安全室：（03）3501-1672（直通）

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01.html

経済産業省からのお知らせ

平成30年7月5日からの大雨により流出したLP容器による事故防止について（注意喚起）

・平成30年7月5日からの大雨による増水により、岡山県内において、LPガス容器が流出したとの情報が確認されています。

・その他の地域を含め、流出したLPガス容器を発見された方は、以下の点に注意して、最寄りの販売店又は都道府県LPガス協会へご連絡願います。

○みだりに触れない、移動させない！

○ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない！

【連絡先】

①容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています）

②氏名等が判別できない場合は、

岡山県の場合：（一社）岡山県LPガス協会 TEL：086-225-1636

その他の都道府県：最寄りの都道府県LP協会へご連絡ください（連絡先は次頁）。

<http://www.japanlpq.or.jp/about/local.html>

【経済産業省】http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/07/300710-01-01.pdf

「警戒レベル」について

警報や注意報、避難指示・避難勧告など大雨の際には多くの防災情報が発表される。しかし、複雑でわかりにくい ため、必ずしも住民の避難行動に結びついていないという実態が 2018 年の西日本豪雨で浮き彫りになったことから、国では 2019 年から大雨の際に発表される防災情報を 5 段階のレベルに分けることにした。また、令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)の際、この警戒レベルの運用により避難情報等は分かりやすくなったという意見がある一方 で、避難勧告で避難しない人が多い中、警戒レベル 4 の中に避難勧告と避難指示(緊急)の両方が位置付けられ わかりにくいとの課題も顕在化したことから、災対法が改正され、警戒レベル 4 の一本化や、警戒レベル 5 を「緊急安全 確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善された。(下図参照)

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用

令和3年5月20日(木)から
避難情報が変わります！

5段階の警戒レベル

警戒レベル	避難情報	住民がとるべき行動	情報発信源
警戒 レベル 5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	市町が発令
警戒 レベル 4	避難指示	危険な場所から 全員 避難	
警戒 レベル 3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等 避難	
警戒 レベル 2	大雨・洪水・高潮注意報	避難に備え、ハザードマップなどにより、 自らの避難行動を確認	気象台が 発表
警戒 レベル 1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、 災害への心構えを高める	

※「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されました。

■警戒レベル（説明）

引用：避難情報に関するガイドライン 表2 警戒レベルの一覧表（令和3年5月 内閣府（防災担当））

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

【行政機関への連絡用文書】

行政機関への連絡用文書：大規模地震用

平成____年____月____日

関係機関様

一般社団法人〇〇県ＬＰガス協会

〇〇市〇〇町〇〇-〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇２

ファックス〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇４

被災地のＬＰガスについてのお願い

この度の地震に際し、被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ＬＰガス（プロパンガス）のお客さまには、現在、通行が可能な地域より、当協会会員事業所が順次点検・復旧を開始いたしておりますが、ＬＰガスに関して問い合わせ等ございましたら、下記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

大きな揺れの後にＬＰガスを使う前には、ご家庭のＬＰガス設備や器具が損傷している恐れがありますので、販売店の点検を受けてからご使用いただくようお願いいたします。

設備や器具に異常がない状態でガスが出ない時は、ガスメータがガスを遮断していますので、メータ付属の説明に従い復帰ボタンを押してください。

約１分間でメータが安全確認をし、異常がなければ再度ご使用になれます。復帰方法がわからない時には、販売店に確認してください。

復帰ボタンを押してもガスが使用できない場合は、販売店に連絡し、点検を受けてから使用してください。

販売店の連絡先は、ＬＰガス容器、ガスメータ等に記載しておりますが、不明の場合には下記までお願いします。

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会____支部

電話____内

一般社団法人〇〇県エルピーガス協会

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇２ 〇〇市〇〇町〇〇-〇

以上



液石法施行規則及び同規則の機能性基準の運用（例示基準）の一部改正について（自然災害対策：充てん容器の流出防止措置）

2021年6月18日
経済産業省

1. 背景

近年、地球規模で気象の極端化等が進み、日本列島スケールにおいて、前線と台風の発達状況（強度、ルート、移動速度等）と周辺環境（海面水温、水蒸気量、気圧配置等）は大きく変化し、災害の頻発化・激甚化が進行しています。さらには、線状降水帯の豪雨をはじめ局地的・集中化する気象現象と、地形、土地利用等の条件が組み合わさり、浸水による甚大な被害（充てん容器の流出等）が発生しているところがあります。こうした状況下において、地域の災害リスクの把握（ハザードマップの活用等）と、災害リスクに応じた対策が急務となっています。

2. 経緯

自然災害対策については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会、容器流出防止対策検討会（事務局：一般社団法人全国LPガス協会）等において検討を行ってきました。令和3年4月、「液化石油ガス安全高度化計画2030」が策定され、自然災害対策の章において、LPガス事業者は、国が作成する「LPガス災害対策マニュアル」（令和3年3月改定）等を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施することとし、ハザードマップを確認・把握して、「容器転倒・転落・流出防止の鎖又はベルト等の二重掛け」、「鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置」等を徹底する旨が明記されました。

これまで、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（以下施行規則）第十八条 供給設備の技術上の基準において、「転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること」が定められ、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」（以下施行規則の機能性基準の運用）において、地震対策（容器の転倒防止策等）及び雪害対策（雪囲いによる損傷防止策等）について規定されてきたところです。

3. 内容

充てん容器の流出を防止する措置を講ずるため、施行規則及び施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）について、一部改正を行いました。

今回の改正では、施行規則第十八条 供給設備の技術上の基準 に、洪水等の対策として容器流出対策を加え、「転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。」とし、地域の災害リスクに応じて容器の流出対策を講ずることを定めました。

また、施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）において、①対象地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）②具体的対策（例えば、20kgを超える容器にはベルト又は鎖を2本かける、（容器の浮上により鉄鎖等が簡単に外れることを防ぐため）ベルト又は鎖が外れにくい固定金具を使用する等）を追加しました。

項目	内容				
改正省令	浸水のおそれのある地域においては、 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること				
場所	浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。				
流出防止措置	固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。 ベルト又は鉄鎖について <table border="1"> <tr> <td>充てん量20kgを超える容器</td><td>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</td></tr> <tr> <td>充てん量20kg以下の容器</td><td>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</td></tr> </table> ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であって冬の期間等にあつてはこの限りでない。	充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。	充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。				
充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。				
	(ii) 容器収納庫への保管				

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について（別添例示基準第9節）を参照のこと。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(供給設備の技術上の基準)

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 [略]

イ ～ ハ [略]

ニ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。以下ニにおいて同じ。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。

二 ～ 二十三 [略]

令和3年6月18日付け液化石油ガス法施行規則及び例示基準の改正

9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置

規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号二、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、第53条第1号リ

充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるものとする。

(1) 貯蔵施設に置く場合

- ① 水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。
- ② 固定プロテクターのない容器にあつては、キャップを施すこと。
- ③ 10kg容器にあつては、原則として2段積以下とし、やむを得ず3段積にするときは、ロープにより緊縛すること。

(2) 供給設備又は消費設備に接続されて置く場合

- ① (1)①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であつて、かつ、積雪により埋没するおそれのない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等(側板下部の通風がよいものに限る。)に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。

- ② 充てん量10kg以上の容器については、ベルト、鉄鎖等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。

- ③ 浸水のおそれのある地域においては、(2)②に加え、次に掲げる(i)又は(ii)のいずれかの基準により、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。令和3年11月30日まではなお従前の例による。令和3年12月1日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる。

- (i) ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。充てん量20kgを超える容器にあつては1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。充てん量20kg以下の容器にあつては当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であつて冬の期間等にあつてはこの限りでない。

- (ii) 容器収納庫に保管すること。

出典：経済産業省ガス安全室 WEB サイト

